

小田急電鉄株式会社

お 知 ら せ

当社では、一部規則について、下記のとおり改定を実施させていただきます。

記

1 改定規則

「旅客営業規則」 第290条・2項、第307条2項・3項・4項・5項・6項、第308条4項の1号・2号

2 改定日

2021年7月1日（木）初電より

3 改定内容

現 行	改正後
<p>(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p> <p>第290条 旅客は、第282条、第289条に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条に定める取扱いに限りて請求することができる。</p> <p>2 旅客は、列車等の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車等に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。</p> <p>(後 略)</p> <p>(手回り品及び持込禁制品)</p>	<p>(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p> <p>第290条 旅客は、第282条、第289条または第307条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条または第307条第4項に定める取扱いに限りて請求することができる。</p> <p>2 旅客は、列車等の運行不能若しくは遅延が発生した場合、車両の故障等又は、第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検若しくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車等に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。</p> <p>(後 略)</p> <p>(手回り品及び持込禁制品)</p>

第 307 条 旅客は第 308 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

(中 略)

2 旅客が、手回り品中に危険品または前項ただし書第 2 号の規定による物品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立合いを求め、手回り品の内容の点検することがある。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

(後 略)

(無料手回り品)

第308条 旅客は、携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

(中 略)

4 旅客は、子犬・猫・はと又はこれ等に類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 長さ70センチメートル以内、最小の立方体の長さ、幅及び高さの和が90センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの。

(2) 容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの

(後 略)

第 307 条 旅客は第 308 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

(中 略)

2 前項ただし第 1 号または書第 2 号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立合いを求め、手回り品の内容の点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第 2 項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第 282 条第 1 項第 1 号ア、イおよびウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第 2 項および第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする

6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

(後 略)

(無料手回り品)

第308条 旅客は、携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

(中 略)

4 旅客は、子犬・猫・はと又はこれ等に類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3 辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの

(2) 専用の容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの

(後 略)